

宮ス少第25号
令和7年7月22日

スポーツ少年団代表者様

宇都宮市スポーツ少年団本部
本部長 松本邦夫

スポーツハラスメント根絶宣言の発出について（通知）

日頃より本市スポーツ少年団の諸事業にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、去る7月12日に開催されました総会において、「スポーツハラスメント根絶宣言」が別紙のとおり承認され、発出いたしました。宣言に関する当団体の取り組みは、下記のとおりです。

つきましては、本宣言の趣旨をご理解いただき、貴団体に所属するすべての指導者及び団員の保護者の方に本通知の内容を周知していただけるようお願いいたします。

記

1 周知について

- 各関係団体に宣言発出の通知
- スポーツ少年団大会等での周知
- 市内スポーツ施設における「NO！スポハラ」ポスターの掲示

2 スポーツハラスメントへの対応について

- 速やかに適切な対応が行える体制の整備
- 必要に応じて、専門の関係機関との連携

3 相談について

(1) 相談方法

電話及びメール

(2) 連絡先（宇都宮市スポーツ少年団本部事務局）

- 電話 028-680-4022（平日9時から17時まで）
- メール utunomiya.sportsyou@yahoo.co.jp

4 その他

- 7月18日付下野新聞朝刊に、当宣言の記事が掲載されました。
- 当記事は「下野新聞デジタル」でもご覧いただけます。



スポーツハラスメント根絶宣言

スポーツは、子どもたちに喜びや感動を与え、健全な成長を促す貴重な活動です。スポーツを通じて得られる経験や友情、チームワークは、個人の成長や地域社会の結束を強める重要な役割を果たします。

しかし、スポーツ活動における暴力・暴言・ハラスメントなどの不適切行為（スポーツハラスメント）は、その価値を否定し、スポーツそのものを危機にさらす深刻な問題です。

私たちは、指導者や保護者にとどまることなく、スポーツにかかわる全ての人たちと一体となって、スポーツハラスメントを根絶し、子どもたちが安心してスポーツに親しむことができる環境を提供することを誓います。

1 目的

スポーツハラスメントを未然に防止するとともに、発覚した場合は速やかに問題解決に努めることにより、子どもたちの健全な育成とスポーツの発展を目指すことを目的とします。

2 周知・啓発

本宣言の趣旨と内容を指導者、保護者及びスポーツ団体等に広く周知・啓発し、スポーツハラスメントの根絶に向けた意識を共有します。

3 スポーツハラスメントへの対応

スポーツハラスメントが発覚した場合には、速やかに適切な対応を行います。また、必要に応じて関係機関と連携し、問題解決に努めます。これにより、スポーツハラスメントを受けた人が安心して声を上げられる環境を整え、再発防止に向けた取り組みを強化します。

4 社会的信頼の確保

私たちは、スポーツ活動が健全で信頼されるよう取り組みます。地域社会から信頼されるためには、透明性のある運営と関係者の協力が不可欠です。皆様と共に、子どもたちがスポーツを安心して楽しめる環境を築くために尽力します。

私たちは、スポーツを通じて子どもたちの未来を守り、地域社会から信頼される活動を推進していきます。

令和7年7月12日

宇都宮市スポーツ少年団